

事 務 連 絡
令和 7 年 7 月 25 日

所管・関係業界団体 御中

経済産業省 G X グループ環境管理推進室

「ポリ塩化ビフェニル含有塗膜の把握について（第3版）」の再周知について
（周知依頼）

日頃より、経済産業行政へのご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ポリ塩化ビフェニル含有塗膜については、令和3年6月15日の事務連絡にて「ポリ塩化ビフェニル含有塗膜の把握について（第3版）」をお知らせしたところですが、ポリ塩化ビフェニル含有塗膜の把握及び速やかな除去に努めるべく昨年度同様、再度周知させていただきます。

貴団体内及び貴団体に所属する事業者等におかれましては、本事務連絡の周知を再度図っていただき、添付資料に基づき PCB 含有塗膜の調査へのご協力をお願い申し上げます。

<添付資料>

○「ポリ塩化ビフェニル含有塗膜の把握について（第3版）」（以下を含む）

別添 1-1 「ポリ塩化ビフェニルを含有する可能性のある塗膜のサンプリング方法について（周知依頼）」（経済産業省→業界団体等宛て事務連絡 令和元年10月）

別添 1-2 「ポリ塩化ビフェニルを含有する可能性のある塗膜のサンプリング方法について（通知）」（環境省→自治体廃棄物部局宛て通知 令和元年10月）

別添 1-2 別紙「ポリ塩化ビフェニルを含有する可能性のある塗膜のサンプリング方法」

別添 2 「ポリ塩化ビフェニル汚染物等の該当性判断基準について（通知）」（令和元年10月）

別添 3 「塗膜の除去工事に伴い排出されるポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理責任について（通知）」（平成31年2月）

参考 1 PCB 含有塗膜の発見事例

参考 2 タンクに係る PCB 含有塗膜モデル調査結果

<参考情報>

○PCB特別措置法に基づく届出等

- ・ポリ塩化ビフェニル（PCB）使用製品及びPCB廃棄物の期限内処理に向けて（パンフレット）（環境省ホームページ）

https://policies.env.go.jp/recycle/pcb/soukishori/download/pdf/full19_2311.pdf

- ・ポリ塩化ビフェニル（PCB）早期処理情報サイト（環境省ホームページ）

<https://policies.env.go.jp/recycle/pcb/soukishori/>

- ・低濃度PCB廃棄物早期処理情報サイト（環境省ホームページ）

<https://policies.env.go.jp/recycle/pcb/teinoudo-soukishori/>

○PCB廃棄物の処理委託先

- ・低濃度：廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設（環境省ホームページ）

<https://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>

- ・高濃度：中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）ホームページ

<http://www.jesconet.co.jp/>

○無害化処理認定施設等の処理対象となるPCB廃棄物の拡大に係る関係法令等の改正について（環境省報道発表）

<https://www.env.go.jp/press/107555.html>

<本事務連絡に関する問合せ先>

経済産業省GXグループ環境管理推進室

担 当： 成田、鴻上、高野

Email：bzl-pcb-kankyokanri@meti.go.jp

T E L：03-3501-4665